



# 北のひろめーる

厚岸警察署 No.10



令和6年2月26日



## 飲酒運転根絶

# ～ 絶対にダメ！ ～



「交通の安全の確保」という重い責任を持つのが運転者です。  
それを知りつつ酒を飲んで車を運転することは、故意的で悪質な重大犯罪となります。

「飲酒運転は絶対にしない」という自覚を持ちましょう。

### 酒酔い運転

**罰則** 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

**違反点** 35点 ▶ 免許取消し(欠格期間3年)

### 酒気帯び運転

**罰則** 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

**違反点** 25点(呼吸中のアルコール濃度 0.15mg/ℓ以上) ▶ 免許取消し(欠格期間2年)

13点(呼吸中のアルコール濃度 0.15mg/ℓ以上、0.20mg/ℓ未満) ▶ 免許停止(停止期間90日)

※前項及びその他の累積点数がない場合、本欠格期間とは運転免許が取り消された場合、新たに運転免許を受け直すことができない期間

## 「短い距離なら・・・」

## 「少ししかお酒を飲んでいないし・・・」

お酒を飲んだ影響により、正常な判断力を失い飲酒運転を止められる方は、家族や友人等の身近な人です。

飲酒運転をする可能性のある方に、酒や車を提供したり、飲酒運転をする車に同乗するのも、もちろん犯罪です。

#### 車両の提供

飲酒を飲んでいる状態で飲酒運転をするおそれのある者に、車両を提供してはいけません。

**罰則・懲罰の種類**

**罰則** 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

**違反及び懲罰の種類**

**罰則** 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

#### 酒類の提供

飲酒運転をするおそれのある者に、酒類を提供してはいけません。

**罰則・懲罰の種類**

**罰則** 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

**違反及び懲罰の種類**

**罰則** 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

#### 同乗者への同乗

運転者が飲酒していることを知りながら、乗客としてその車両に同乗してはいけません。

**罰則・懲罰の種類**

**罰則** 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

**違反及び懲罰の種類**

**罰則** 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

厚岸警察署  
ホームページ  
QRコード  
啓発情報等発信中

